

社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援Q&A (12月24日版)

※システム改修支援に関する主な問合せについて、現時点の考え方を整理したものである。
今後、変更があり得る。

問1 26年度事業が年度内に完了しない場合、26年度補助金の手続き及び繰越に関する
手続きはどのように行うのか。

(答)

事業の実施主体及び契約状況によって下記のとおりに分けられます。なお、いずれも
交付決定済の場合について記載したものであり、交付決定前における地公体予算の繰越
については、各地公体で定められた手順で繰り越ししてください。

1. 市町村事業

各都道府県は、以下の各項目について所管の財務局や管内市町村と調整を図り、手
続きを行ってください。

① 全ての契約が年度内に完了した場合

「平成26年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱」(以下「交
付要綱」という。)の第12項の規定により事業実績報告を行う。繰越に関する手
続きは不要。

② 契約済の事業が年度内に完了しない場合

ア 地方繰越(翌債)手続きを行うため、所在地域を管轄する財務局に対して繰越
(翌債)申請を行う。

イ 繰越承認後速やかに、繰越計算書及び繰越承認通知書を添えて、交付要綱第5
項(4)の規定により、事業完了予定期日変更報告(様式は別途送付)を行う。

なお、変更後の年月日は、繰越承認通知書に記載のある「事務事業の完了の見
込年月日」との整合をとること。

ウ 年度終了後、交付要綱第12項の規定により、年度終了報告(様式は別途送付)
を行う。

③ 一部契約が未完了かつ一部契約が未締結の場合

既契約分と併せて交付決定を受けた金額について、財務局へ地方繰越(翌債)の
手続きを行う。以降の手続きは上記②のとおり。

④ 全ての契約が未締結の場合

交付決定を受けた金額について、財務局へ地方繰越(翌債)の手続きを行う。以

降の手続きは上記②のとおり。

2. 都道府県事業

市町村事業と同じく各地公体で定められた手続きにて繰越を行う。

なお、以上の繰越申請手続きの詳細については、下記 URL（財務省 HP 掲載の「繰越ガイドブック」第 I 章繰越制度第 2 節繰越手続きについて）をご参照ください。

<http://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/22guidebook/>

問2 27年度の交付申請はどのように行うのか。

(答)

交付申請を行うシステムの開発工程により、下記の通り交付要綱が異なるため26年度に交付申請を行っていない自治体（26年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む）は下記2通の交付申請が必要となります。

- システム設計・プログラム開発・単体テストまでについては、「平成27年度（26年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱（案）」に基づき申請を行う。
- 単体テスト以降の団体内テスト、結合テストについては、「平成27年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱（案）」に基づき申請を行う。

問3 27年度に交付申請を行うにあたり、問2の交付要綱毎に、つまり単体テストまでとそれ以降の開発工程で契約を分ける必要があるのか。

(答)

契約を分ける必要はありません。ただし、実績報告を行う際にそれぞれの内訳が明確になるように留意していただく必要があります。